

千葉県老人ホーム入所措置等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項又は第11条第1項各号の規定による措置事務を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅における介護とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項、第7項、第9項、第17項及び第18項に規定する、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び認知症対応型共同生活介護のことをいう。
- (2) 養護老人ホームとは、法第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
- (3) 特別養護老人ホームとは、法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
- (4) 養護委託とは、65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められる者の養護を養護受託者（老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市長が適当と認める者をいう。）のうち政令で定める者に委託することをいう。

(居宅における介護等)

第3条 市長は、次の各号にいずれにも該当するものであって、特に必要があると認めた場合は、法第10条の4第1項各号の規定による措置を行うものとする。

- (1) 65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障がある者であること。
- (2) 次のいずれかのやむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅における介護を利用することが著しく困難であること。
 - ア 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合。

（※）「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービ

スを利用することや、その前提となる市に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

イ 65才以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該擁護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者とその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合。

2 市長は、前項の措置を受けている者が、前項第2号に規定するやむを得ない事由の解消により居宅における介護を利用することが可能となった場合は、その時点において、措置を廃止するものとする。

(老人ホームへの入所の措置基準)

第4条 老人を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該老人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 環境上の事項については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

(2) 経済的事項については、老人福祉法施行令第6条に規定する事項に該当すること。

2 老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該老人が第3条第1項に規定するやむを得ない事由のいずれかに該当し、介護保険法第8条第20項又は第24項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められた場合に行うものとする。

3 前項の措置を行う場合は、当該老人が介護保険法第27条の規定に基づく要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が第1項第1号アの基準を満たす場合に行うものとする。

なお、胃ろう、経管栄養の状態にあることのみをもって、入所措置を行わない理由とはならないものであること。

(養護委託の措置の基準)

第5条 次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置は行わないものとする。

- (1) 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱す恐れがある場合。
- (2) 養護受託者が老人の扶養義務者である場合。

(措置開始、変更及び廃止)

第6条 市長は、老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとし、その後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

2 市長は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

3 市長は、老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置について、当該措置を受けている老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

- (1) 措置基準に適合しなくなった場合。
- (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3ヶ月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3ヶ月を越えるに至った場合。
- (3) 養護老人ホームへの入所の措置を受けている場合においては、介護保険法第8条第23項に基づく施設サービスの利用が可能になった場合。
- (4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている場合においては、やむを得ない事由の解消により、介護保険法第8条第23項に基づく施設サービスの利用が可能になった場合。

4 老人ホーム入所者については、年1回入所継続の要否について見直しするものとする。

(65歳未満の者に対する措置)

第7条 市長は、60歳以上65歳未満の者であり、かつ、第4条又第5条の基準に適合する者であつて、特に必要であると認めた場合は、法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置を行うものとする。

2 市長は、60歳未満の者であつても次のいずれかに該当するときは、老人ホームの入所措置を行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設への入所要件を満たしているが、救護施

設に余力がないため、これに入所させることができないとき。

(2) 初老期における認知症（介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症をいう。）に該当するとき。

(3) その配偶者が老人ホームの入所の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

3 市長は、次の各号のいずれにも該当する者であって、特に必要があると認められた場合、法第11条第1項第2項に規定する措置を行うものとする。

(1) 65歳未満の者であり、第4条第2項及び第3項に規定する措置の基準に該当する者であること。

(2) 介護保険法第7条第3項第2号に該当する者であること。

附 則

この要綱は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。